

京都市告示 88 号

京都市健康増進センター第 13 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、京都市健康増進センターの管理を次のとおり委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市健康 づくり協会	京都市南区 西九条南田町 1 番地の 2	1 健康の保持及び増進に資する市民の活動のための施設の提供に関する事 2 条例第 2 条に規定する診療所の運営に関する事 3 センターの施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事 4 条例第 8 条に規定する手数料の徴収に関する事 5 前各号に掲げるもののほか、センターの管理等に関し、市長が必要と認める事項。 6 ただし、以下の業務は委託する事務から除く。 (1) 条例第 3 条に規定する開所時間及び休所日の変更に関する事 (2) 条例第 6 条に規定する利用の制限及び利用許可の取消しに関する事

		<p>(3) 条例第11条第2項に規定する設置命令及び措置命令に関すること。</p> <p>(4) センターの使用に対する不服申立てに関すること。</p> <p>(5) 条例第9条に規定する手数料の減額及び免除に関すること。</p> <p>(6) センターの施設、設備及び物品に係る損害賠償請求に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事項。</p>
--	--	--

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)